

石川県木材業者登録規程

(総 則)

第1条 木材業者登録の実施は木材業者登録規約（以下「規約」という。）に定めるほか、この規程に定めるところによる。

(定 義)

第2条 規約における木材業者の範囲は次のとおりとする。また、表示を（ ）書きに省略することができる。

- (1) 素材生産業（素）立木の買付、伐採、搬出、販売等を営むもの
- (2) 原木販売業（原）原木の販売（市売、卸売、小売）を営むもの
- (3) 製材業（材）原木及び半製品等の製材加工を営むもの
- (4) 集成材業（集）集成材、直交集成板の製造（構造用、造作用、大断面）を営むもの
- (5) 木材乾燥業（乾）製材品の乾燥加工を営むもの
- (6) プレカット業（プ）建築用材のプレカット加工を営むもの
- (7) 木材加工業（加）合板、床板、防腐防虫、土木用材等の製造を営むもの
- (8) 木材チップ業（チ）木材チップの製造を営むもの
- (9) 木材製品販売業（製）製材品等の販売（市売、卸売、小売）を営むもの
- (10) 建材・銘木販売業（建）建材、銘木の販売を営むもの
- (11) その他の業種・業態を営むもの（他）

(書類の提出期限)

第3条 規約第4条第1項に規定する登録又は更新の申請書及び第7条第1項に規定する登録の変更等の届出は次のとおりとする。

- (1) 登録申請書は事業開始20日前及び更新の申請書は有効期限満了日20日前までに提出するものとする。
- (2) 登録の変更等の届出書は、すみやかに提出するものとする。

(登録申請書等の様式)

第4条 登録申請書の様式は次のとおりとする。

- (1) 登録申請書 様式1号
- (2) 登録簿 様式2号
- (3) 登録証 様式3号
- (4) 登録証の再交付申請書 様式4号
- (5) 木材業休止・廃止届 様式5号

(6) 規約第7条の規定による届出

(イ) 規約第4条各号に掲げる事項に変更を生じた場合 様式1号

(ロ) 事業を休止および廃止した場合 様式5号

(登録料等の納付方法)

第5条 規約第6条の規定による登録料及び登録証再交付手数料は、申請を行うとき、指定口座へ振込または現金により納付しなければならない。

(申請書等書類の提出)

第6条 申請者は、この規程第4条に定める登録申請書、登録証再交付申請書を作成し、申請者が所属する地区支所または本会に提出するものとする

2 申請者が2以上の営業所(工場)を有する場合は、主たる営業所において、申請するものとする。

3 登録申請書等を受理した地区支所の代表者は、すみやかに本協会に提出する。

(登録等の取り扱い)

第7条 石川県木材産業振興協会(「本協会」という。)は、地区支所代表者および申請者より登録申請書を受理したときは登録簿に登録するとともに、登録証を申請者に交付するものとする。

(登録番号)

第8条 登録番号は、本協会の名称の頭文字を付した一連番号とする。また、更新する場合においても、当初の番号をそのまま用いるものとする。なお、廃業もしくは登録を抹消した場合は欠番とする。

付 則

1. この規程は平成7年6月1日から施行する。
2. 平成20年7月2日一部改正。
3. 令和6年3月22日一部改正。